

令和8年1月5日

ご通知

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道御中

〒064-0951 札幌市中央区宮の森1条6丁目2-27

公事宿法律事務所

弁護士 高 橋

司



TEL 011-676-3122 FAX 011-676-3127

冠省 小職は、医療法人社団斎藤会（以下、「当法人」という）から依頼を受けております弁護士です。貴法人からご連絡を頂戴しました令和7年9月4日付照会書に係わる回答につき、下記のとおりご連絡を申し上げます。

記

1. 照会事項1・2について

当法人と各患者様との間の医療契約（準委任契約）の成立時期については、ご指摘の「初診の流れ」中、カウンセリングが終わった段階で、当法人での矯正歯科治療を希望される患者様に対し、当法人が治療同意書を提示した際、これにご同意され、ご署名なされた時点と考えます。

2. 照会事項3について

- (1) 「処方書」とは、当法人にてクリンチェックを作成する上で必要となり、当法人がインビザライン社側に提出する、最初の「技工指示書」であって、歯科技工士が基本的に中心となって作成する書面であり、クリンチェックとは異なります。

- (2) 「お申し込み」とは、医療契約が成立した時点であり、患者様が当法人に対して治療同意書を作成・提出していただいた時点のことをいいます。
- (3) 当法人では、治療同意書を作成・提出していただく際には、当然、治療にかかる費用のご説明を行っており、同費用のお支払いについてご案内させていただいております。治療費の支払いの時期については、患者様ご本人にご判断頂いておりますが、クリンチェックを作成する前提となる処方書を作成してインビザライン社に提出するのは、頭金として金30万円をお支払いいただいた時点となります。患者様がローンでのお支払いを希望される場合には、治療同意書を作成・提出して頂いた後の時点でローンの申込みを行いますが、「デンタルローンの申し込み金」とは、ローン会社の審査が通過し、患者様がローン利用手続きを行った段階を指し、初回の支払日時以降、ローンを利用する患者様がローン会社にお支払いします。ただし、この「デンタルローンの申し込み金」とは、小職が作成した令和7年7月11日付「ご通知」には記載されていない内容かと存じます。
- (4) 治療同意書の作成・提出により医療契約は締結されますが、当法人が株式会社アプラスに立替依頼を行う前に患者様から契約解除（キャンセル）の申し入れを受けた場合には、患者様と株式会社アプラスとの間において、デンタルローンの解約手数料自体は発生しませんが、当法人と患者様との間の法律関係においてはキャンセル規定は適用されます。なお、この点については、今後、検討し善処すべき内容かと考えております。
- (5) 今般の質問を受けて、小職の回答と貴法人からの照会事項との間に若干の疑問が生じ得ることから、今後、相互間においてより理解を深めるため、対応させていただきたく存じ上げます。お時間ばかりかかり誠に申し訳ございません。

敬具